

20 簡易無線局

申請者	呼出符号	呼出名称																								
	150MHz帯又は400MHz帯の電波を使用する簡易無線局であつて、呼出符号を指定する必要があると認められるもの	<p>1 150MHz帯、400MHz帯又は50GHz帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。） 次のいずれかの構成による。ただし、移動しないものは、数字を付さないことができる。</p> <p>ア 申請者の名称又は略称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>イ 申請者の名称又は略称及び常置場所の地名又は事業所等の名称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>2 設備規則第54条第2号に規定する技術基準に適合するもの（以下、別表3において「デジタル簡易無線局」という。） 「1」の数字の次に0000001から9999999までの一連の数字を付したもの</p> <p>3 パーソナル無線 次の表に掲げる地域別数字の次に0000001から9999999までの一連の数字を付したもの</p> <table border="1" data-bbox="1034 1077 1385 1503"> <thead> <tr> <th>地方局</th> <th>地域別数字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>関東</td><td>101</td></tr> <tr><td>信越</td><td>102</td></tr> <tr><td>東海</td><td>103</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>104</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>105</td></tr> <tr><td>中国</td><td>106</td></tr> <tr><td>四国</td><td>107</td></tr> <tr><td>九州</td><td>108</td></tr> <tr><td>東北</td><td>109</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>110</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>111</td></tr> </tbody> </table> <p>注1 法第17条第1項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定する。</p> <p>2 廃止、失効等となった無線局で使用していた呼出名称記憶装置を使用する無線局の開設又は変更申請の場合にあつては、当該無線局に指定していた呼出名称を指定する。</p>	地方局	地域別数字	関東	101	信越	102	東海	103	北陸	104	近畿	105	中国	106	四国	107	九州	108	東北	109	北海道	110	沖縄	111
地方局	地域別数字																									
関東	101																									
信越	102																									
東海	103																									
北陸	104																									
近畿	105																									
中国	106																									
四国	107																									
九州	108																									
東北	109																									
北海道	110																									
沖縄	111																									
地方局	呼出符号																									
関東	J K X 20 - J K X 99 J K X 500 - J K X 599 J K Z 20 - J K Z 99 J K Z 500 - J K Z 599																									
信越	J K X 900 - J K X 949 J K Z 900 - J K Z 949																									
東海	J K X 200 - J K X 299 J K Z 200 - J K Z 299																									
北陸	J K X 950 - J K X 999 J K Z 950 - J K Z 999																									
近畿	J K X 300 - J K X 399 J K Z 300 - J K Z 399																									
中国	J K X 400 - J K X 449 J K Z 400 - J K Z 449																									
四国	J K X 450 - J K X 499 J K Z 450 - J K Z 499																									
九州	J K X 600 - J K X 699 J K Z 600 - J K Z 699																									
北海道	J K X 800 - J K X 899 J K Z 800 - J K Z 899																									
沖縄	J K X 1000 - J K X 1099																									

第16 簡易無線局（法第12条に基づき免許を受けたものに限る。）

- 1 申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、次に掲げるものに該当しないものであること。
 - (1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの
 - (2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの
 - (3) 主として海上又は上空で使用することを目的として開設するもの（防波堤若しくはこれに準ずる外隔施設の内側の水域又は船舶内のみにおいて使用するものを除く。）
 - (4) 鉄道用若しくは軌道用客車又は貨車、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの
 - (5) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの
 - (6) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの
 - (7) 航空運送事業の用に供する航空機（貨物のみを運送するものを除く。）内において使用することを目的として開設するもの
 - (8) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの
- 2 次に掲げるものは、一の構内又は一の作業所内においてのみ運用するものであること。
 - (1) 送配電線の保安又は電力の需給を確保することを主たる目的として開設するもの
 - (2) 一般乗用旅客自動車の円滑な配車を確保することを主たる目的として開設するもの
 - (3) 放送中継を行うことを目的として開設するもの
 - (4) 有線テレビジョン放送の中継を目的として開設するもの
 - (5) 金融、証券又は新聞事業の運営を確保することを主たる目的として開設するもの
- 3 申請者が法人格のない団体である場合は、次の条件を備えているものであること。
 - (1) 目的、名称、事務所、役員、構成員等に関する事項を明示した規約、定款等があること。
ただし、申請者が地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する学校の長である場合は、この限りではない。
 - (2) 適当と認められる代表者が選任されていること。
- 4 移動範囲は、申請者が希望する範囲とする。
- 5 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力の選定は、別表1によるほか、次により行うこと。
 - (1) 154.45MHzから154.61MHzまでの20kHz間隔（以下この第16において「150MHz帯」という。）又は465.0375MHzから465.15MHzまでの12.5kHz間隔若しくは468.55MHzから468.85MHzまでの12.5kHz間隔（以下この第16において「400MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの（以下この第16において「150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用するもの」という。）
 - ア 周波数の切替装置を有するものは、申請された送信機の切替え可能な周波数の数に応じて、150MHz帯にあつては最大9波、400MHz帯にあつては最大35波の周波数に

指定する。

イ 周波数の切替装置を有しないものは、指定する周波数の数を1波とする。

ウ 空中線電力は、5W以下であること。

(2) 348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波を使用するもの

ア 周波数は、申請された送信機の切替え可能な周波数の数に応じて、最大20波の周波数を指定する。

イ 空中線電力は、1W以下とすること。

(3) 900MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 電波の型式及び周波数は、制御用チャンネルについて、F2D 903.0125MHzを、通話用チャンネルについては、F3E 903.0375MHzから904.9875MHzまでの25kHz間隔の79波又はこれに903.05MHzから904.975MHzまでの25kHz間隔の78波を加えた157波のいずれかを指定すること。

イ 空中線電力は、5W、3W、2W、1W、0.5W、0.3W、0.2W又は0.1Wのいずれかの値を指定すること。

ウ 無線局の免許又は再免許に当たっては、この無線局の運用において、平成24年7月25日以降、同一周波数帯を使用する電気通信業務（携帯無線通信用）による陸上移動業務の局からの混信を容認することを条件とすること。

(4) 920MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 電波の型式については指定しないものとし、周波数については、920.5MHzから923.5MHzまでの100kHz間隔最大30波の周波数を指定する。

イ 空中線電力は0.25W以下であること。

(5) 950MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 電波の型式及び周波数については、N0N、A1D、AXN、H1D、R1D、J1D、F1D、F2D又はG1D 954.2MHzとすること。

イ 空中線電力は0.25W以下であること。

ウ 平成25年1月1日以降は、現に954.2MHzの周波数の電波を使用する無線局（平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。）については、当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

エ 平成25年4月1日以降の再免許に当たっては、希望する免許の有効期間が平成30年3月31日までの範囲であること。

(6) 50GHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅の許容値は、テレビジョン信号（音声、その他の信号を重畳するものを含む。）又は信号伝送速度が每秒6.3Mbit以上のデジタル信号を伝送するものについては40MHz、それ以外のものについては10MHzとし、電波の型式に冠して指定すること。

イ 複信方式により通信を行うものにあつては、送受信周波数間隔は500MHzであること。

ウ 周波数は、申請された送信機の切替え可能な周波数の数に応じて、最大38波の周波数を指定する。

エ 空中線電力は、工事設計書に記載された定格出力を指定すること。

- (7) 467MHzから467.4MHzまでの6.25kHz間隔の周波数の電波を使用するもの
- ア 周波数は、申請された送信機の切替可能な周波数の数に応じて、最大65波の周波数を指定する。
 - イ 空中線電力は、5W以下とすること。
- 6 27MHz帯の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は前項の規定によるほか、次によること。
- (1) 前置歪回路は、所要の伝送の質を確保できる特性を有するものであり、かつ、占有周波数帯幅を許容値内に維持し得るものであること。
 - (2) IDC等の周波数偏移抑制装置は、その方式又は特性からみて、変調周波数帯内において正常に動作するものであり、かつ、変調によって生ずる周波数偏移を規定値内に維持できるものであること。また、周波数偏移抑制装置と変調器との間に低域ろ波器を備えているものは、減衰量が規定値を維持できるものであること。
- 7 150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は、5の規定によるほか、次によること。
- (1) 6の(1)及び(2)の規定を満足すること。
 - (2) 最高変調周波数は、3kHz以下であること。
 - (3) 周波数変調方式の場合の最大周波数偏移は、150MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±)5kHzを、400MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±)2.5kHzを超えないこと。
 - (4) 発振の方式は、水晶発振方式又はそれと同等以上の電気的特性を維持できるものであること。
 - (5) トーンスケルチ型選択呼出装置を使用するトーン信号周波数及びデジタルコードスケルチ型選択呼出装置に使用するデジタルコードは一に限るものとし、受信機はモニター機能を有するものであること。
 - (6) 設備規則第9条の2に規定する自動識別装置は、平成5年郵政省告示第250号（無線設備規則第9条の2第1項の規定に基づき、自動識別装置を装置しなければならない陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局並びにその自動識別装置の技術的条件を定める件）に規定する識別データ信号に引き続いて連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号（36bit以下のものに限る。）を付加することができる。この場合、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式としてとらえない。
- 8 347.7MHzを超え351.9MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は5の規定によるほか、次によること。
- (1) 6の(1)及び(2)の規定を満足すること。
 - (2) 最高変調周波数は、3kHz以下であること。
 - (3) 最大周波数偏移は、(±)2.5kHzを超えないこと。
 - (4) 発振の方式は、水晶発振方式又はそれと同等以上の電気的特性を維持できるものであること。
 - (5) 一周波同時送受話方式のものにあつては、通信方式の欄に「単信方式」と記載されており、また、参考事項の欄に「TDD」又は「時分割複信方式」のように記載されていること。
 - (6) 7の(6)の規定を満足すること。
- 9 接続の基本的要件

(1) 公衆網との接続

- ア 電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70条第1項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。
- イ 電波を発射しようとする場所において、当該電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。
- ウ 他人が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。

(2) 特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局との有線接続

- ア 簡易無線局と接続する特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局は、発射しようとする電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。
- イ 免許人以外の者が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。
- ウ 工事設計書の附属装置コード欄に、連絡線（OWL）と記載されていること。